



鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)
字の区域の変更等(〃)
争議行為の実施(劳政訓練課)
鶏等の移入の禁止(畜産課)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の変更(〃)
- 土地改良法による換地処分(二件)(〃)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)
- 基本測量の実施(管理課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市
計画課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 少年指導委員の委嘱(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による貝田(下)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年二月五日現在の地番による。)
大字貝田字高下	大字貝田字高下のうち四九の四の一部以外の区域 大字貝田字壁之内大畑六五の一部、六六の一部、七〇の三 の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字貝田字壁尻二八三の一の一部及びこれと一体をなす国 所有地 大字貝田字中通り二八四の一、二八九の一及びこれらと一 体をなす国所有地
大字貝田字壁之内 大畑	大字貝田字壁之内大畑の内六五、六六の一部、七〇の一か ら七〇の三までの一部、七一、七二及びこれらと一体をな

鳥取県告示第四百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

大字貝田字壁之内山際	大字貝田字高下四九の四の一部 大字貝田字壁之内大畑六五の一部、七〇の一から七〇の三までの一部、七一、七二及びこれらと一体をなす国有地 大字貝田字壁之内山際のうち八九の一部、九一から九三までの一部、九五から九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字貝田字サガリ一六三の二
大字貝田字下原	大字貝田字壁之内山際八九の一部、九一から九三までの一部、九五から九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字貝田字下原の全域
大字貝田字サガリ	大字貝田字サガリのうち一六三の二以外の区域
大字貝田字下小林	大字貝田字下小林のうち一八七の五以外の区域
大字貝田字壁尻	大字貝田字壁尻のうち二八〇の二、二八一、二八二、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字中通	大字貝田字中通りのうち二八四の一、二八九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による貝原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十一月五日現在の地番による。）
貝原字カミダ	貝原字カミダのうち五七と一体をなす国有地の一部以外の区域 貝原字大塚六九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 貝原字藏道ノ上エ二一の一の一部、二二二の一部並びに二二二と一体をなす国有地の一部
貝原字大塚	貝原字大塚のうち六九の一の一部、七四から七六までの一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六九の一、七四と一体をなす国有地の一部以外の区域 貝原字麻畑のうち八六の一の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 貝原字ノロミノ上九八から一〇〇までと一体をなす国有地の一部 貝原字堂ノ後一九一と一体をなす国有地の一部 貝原字大川端六〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地

<p>貝原字三本ケ市 井手下</p>	<p>貝原字三本ケ市井手下のうち一〇二から一〇四までの一部、一〇六の一部、一〇七の一部、一〇七の二、一〇八、一〇九の二、一〇九の三、一一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五、一〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域 貝原字馬場道下タ一二五の一部、一一六の一部、一一八及びこれらと一体をなす国有地の一部 貝原字堂ノ後一八九の一部 貝原字大川端五九二の一部、五九三から五九六まで、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>貝原字宮ノ後</p>	<p>貝原字馬場道下タ一二六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一六と一体をなす国有地の一部 貝原字宮ノ後の全域 貝原字大畑一二六及びこれと一体をなす国有地 貝原字ソリ一五七の二と一体をなす国有地の一部 貝原字神宮寺一五九の二、一六一から一六三まで、一七三と一体をなす国有地の一部 貝原字大川端五八八から五九一まで、五九二の一部</p>
<p>貝原字大畑</p>	<p>貝原字大畑のうち一二六及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>貝原字ソリ</p>	<p>貝原字ソリのうち一四六の五、一四七の二、一四八、一四九の三、一五六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>貝原字神宮寺</p>	<p>貝原字神宮寺のうち一六〇の三、一六六の三、一六七の三、一六八、一六九の三、一七四から一七八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五九の二、一六一から一六三まで、一七三と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>貝原字馬場道井 手上</p>	<p>貝原字三本ケ市井手下一〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地 貝原字馬場道下タ一一五の一部、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 貝原字神宮寺一七四から一七八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七三と一体をなす国有地の一部 貝原字馬場道井手上ミのうち一八〇の二の一部以外の区域 貝原字三本ケ市井手上ミ一八一の一部</p>
<p>貝原字三本ケ市 井手上</p>	<p>貝原字三本ケ市井手下一〇六の一部、一〇七の二の一部、一〇七の二、一〇八、一〇九の二の一部、一〇九の二、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 貝原字馬場道下タ一一五の一部 貝原字馬場道井手上ミ一八〇の二の一部 貝原字三本ケ市井手上ミのうち一八一の一部以外の区域 貝原字堂ノ後一八六の一部、一八九の一部</p>
<p>貝原字堂ノ後</p>	<p>貝原字ノロミノ上のうち九八から一〇〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域 貝原字三本ケ市井手下一〇二から一〇四までの一部、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五、一〇六、一〇七の二と一体をなす国有地の一部 貝原字堂ノ後のうち一八六の一部、一八九の一部並びに一九一と一体をなす国有地の一部以外の区域 貝原字大川端五九七の一部、五九八、五九九</p>
<p>貝原字藏道上ノ 上エ</p>	<p>貝原字大塚七四から七六までの一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六九の二、七四と一体をなす国有地の一部 貝原字麻畑八六の二の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地 貝原字堂ノ後一九一と一体をなす国有地の一部</p>

貝原字山神田井 手下タ	貝原字カミダ五七と一体をなす国有地の一部 貝原字藏道ノ上エ二二二の一部及びこれと一体をなす国有地
貝原字バンソウ	貝原字バンソウのうち二二四の一以外の区域
貝原字上清水	貝原字バンソウ二二四の一 貝原字上清水の全域
貝原字元屋敷	貝原字元屋敷のうち二六七の四、二七六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
貝原字下清水	貝原字神宮寺一六六の三、一六七の三、一六八、一六九の三及びこれらと一体をなす国有地 貝原字元屋敷二六七の四、二七六の三及びこれらと一体をなす国有地 貝原字下清水の全域 貝原字門田二八四の一と一体をなす国有地の一部
貝原字門田	貝原字ソリ一四七の一の一部、一四八の一部、一五六の三及びこれらと一体をなす国有地 貝原字神宮寺一六〇の三 貝原字門田のうち二八四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 貝原字仲田二八七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二八七の一と一体をなす国有地の一部 貝原字山下タ三三〇の一の一部、三三二の四及びこれらと一体をなす国有地

貝原字尻田	貝原字ソリ一四六の五、一四七の一の一部、一四八の一部、一四九の三 貝原字仲田二八七の一の一部、二八七の二、二八八、二八九及びこれらと一体をなす国有地 貝原字尻田の全域 貝原字尻田井手上エ三二二の一部 貝原字山下タ三一七の一部、三一九の二の一部、三三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一七と一体をなす国有地の一部
貝原字尻田井手上エ	貝原字尻田井手上エのうち三二二の一部以外の区域
貝原字山下タ	貝原字山下タのうち三一七の一部、三一九の二の一部、三三〇の一の一部、三三二の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三一七と一体をなす国有地の一部以外の区域
貝原字大川端	貝原字大川端のうち五八八から五九九まで、六〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	貝原字麻畑、貝原字ノロミノ上、貝原字馬場道下タ、貝原字仲田

鳥取県告示第四百三十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長田中英一から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第

四百七十八号) 第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

賃金引上げ等に関する件

二 日時

昭和六十三年四月十二日午前零時から本事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院

気高郡鹿野町大字今市二四二 鹿野温泉病院

鳥取市西品治八二九―二一 鳥取生協病院大森診療所

四 概要

全体的または部分的に医療行為の停止を行う。

鳥取県告示第四百三十八号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十三年四月八日

岡山県笠岡市の区域

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	林 原 清	西伯郡大山町唐王六七一
"	瀬 川 正	清原二八二
"	瀬 尾 賢 一	野田二五九
"	高 虫 開 平	中高二八
"	坂 田 金 時	四二三
"	大 塚 泰 雅	神原一四九
"	杉 谷 完 一	平二七八
"	山 内 正 一	妻木六八二
"	金 川 豊	稲光六
"	本 多 明	八六

山根和雄 上四三三八
 山根準一 四七一
 小谷朋史 莊田七三
 昭和六十年五月四日退任

監事 本田政雄 西伯郡大山町唐王七二八
 深田貞芳 妻木四七一
 昭和五十五年四月十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 渡辺固為 西伯郡大山町平二八一
 角田豊 神原一七三
 高虫開平 中高二八
 岡田隆晴 三五二一四
 瀬尾賢一 野田二五九
 山根哲郎 唐王六四四
 瀬川正 清原二八二
 山内正一 妻木六八二
 金川豊 稲光六
 本多明 八六
 山根和雄 上四三三八
 山根準一 四七一
 田中重昭 莊田六四二
 昭和六十年五月五日就任 任期四年
 監事 小原茂 西伯郡大山町唐王六九九

田中博文 妻木五二三

昭和五十九年四月二十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業八東地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年四月九日から二十八日間
- 三 縦覧に供する場所
八東町役場及び郡家町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る貝田（下）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る貝原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十三号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第三項に規定す

る同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区
岩美郡岩美町大字網代 一一八―二九 石 谷 薫 樹	漁業の区分
網代加入区	場 所
岩美郡岩美町大字網代 三五―二 三 五 一 二	漁業 中型いか釣
網代港漁業 協同組合	期 間
芳 尾 寿 和	昭和六十三年四 月八日から同月 二十二日まで

鳥取県告示第四百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間 昭和六十三年六月一日から昭和六十四年一月三十一日まで

三 作業地域 鳥取市、岩美郡福部村、八頭郡家町、船岡町、河原町、

用瀬町及び佐治村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに

東伯郡三朝町

鳥取県告示第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年四月八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
	スーパードラザースP		株式会社ソフイア
	パーシングI		
	ザ・ラージ		株式会社三洋物産
	エレファント		
	スーパーマシン		
	エンペラー		

公 司	ばちんこ遊技機	
	ハッピーキャットII	株式会社三共
	ランバーI	株式会社三共
	デジタルスターI	株式会社三共
	ターゲット	有限会社銀座
	ブランコ	有限会社銀座
	レジャック	有限会社銀座
	パワーダンブP二	豊丸産業株式会社
	パワーダンブP三	豊丸産業株式会社
	イースター	豊丸産業株式会社
	コブラ	株式会社三屋
	コロナ	株式会社三屋
ラッキーキャットB	京楽産業株式会社	
ビッグカード	京楽産業株式会社	
スーパールフ	マルホン工業株式会社	
サンダーフラッシュ	平和工業株式会社	
パイオニア	太陽電子株式会社	
ブームレット	株式会社まひら遊機	
スタリオン	興村遊機株式会社	
ベンハー	大東音響株式会社	

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

昭和63年 4月 8日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

氏 名	住 所	沿 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町一丁目433	鳥取市東品治町、今町一丁目、永楽温泉町、末広温泉町、吉富安二丁目、山根及び八屋の区域
霜 田 克 夫	鳥取市扇町166	鳥取市扇町及び富安二丁目区域
小 田 教 男	倉吉市上井町一丁目7 一丁目13	上井地区（倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域）
林 昭 次	倉吉市上井町一丁目12	同上
杉 嶋 和 雄	米子市万能町167	米子駅前地区（米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）
田 部 貢 實	米子市皆生1895	皆生地区（米子市皆生及び上福原の区域）
板 倉 博 尊	境港市松ヶ枝町35	境港市街地区（境港市元町、東本町、京朝日町、末広町、中町、相生町、京朝日出町、本町、明治町、大正町、境港市松ヶ枝町及び柴町の区域）
長 祭 普三郎	境港市末広町75	同上